

# 港北区連合町内会 11月定例会

平成28年11月22日（火）午後3時00分から  
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ  
区長あいさつ



## 議題

### 1 確定申告書作成会場の開設及び税理士による無料申告相談について（掲示依頼）

[資料1]

神奈川県税務署個人課税第一部門 加藤 統括国税調査官

平成28年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告について、**申告書作成会場を開設します**。また、申告書作成会場のほかに別会場・別日程にて**税理士による無料申告相談を実施します**ので、チラシの掲示をお願いします。

- (1) 申告書作成会場開設期間  
平成29年2月9日（木）から3月15日（水）  
土日及び祝日を除く。ただし、2月19日、26日の日曜日は開場します。
- (2) 会場所在地  
神奈川県税務署  
港北区大豆戸町528番地5
- (3) 開設時間  
受付 8時30分～（提出は17時まで）  
相談 9時15分～17時  
※会場が混雑しているときは受付を早めに締め切ることがありますので、16時ころまでにお越しください。
- (4) 税理士による無料相談  
小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出することができます。  
ア 神奈川県役所 本館3階 第1会議室（神奈川県広台太田町3-8）  
平成29年2月2日（木）・3日（金）・6日（月）  
イ 慶應義塾大学日吉キャンパス 協生館 2階多目的教室1（港北区日吉4-1-1）  
平成29年2月8日（水）～10日（金）  
※時間は両会場ともに9時30分～15時（12時～13時は昼休憩です）

◆ **11月合同メールで資料を送付しますので掲示をお願いします。**

## 2 港北区基幹相談支援センター 開設について（概要説明・周知依頼）

### [資料2]

社会福祉法人 横浜共生会 港北区基幹相談支援センター 海相談室 本田 室長

横浜市では平成28年4月に、障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らし続けていくために、日常生活や仕事などに関する様々なご相談をお受けする場所として、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに「基幹相談支援センター」を設置しました。**港北区でも「基幹相談支援センター」を開設しました**のでお知らせします。

#### (1) 対象者

市内在住の障害（疾病）のある方及びそのご家族、地域の方、関係機関等

※年齢、障害種別、障害の診断の有無は問いません。

#### (2) 窓口開所時間

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分

※ただし上記以外の時間や曜日でも「しんよこはま地域活動ホーム」で対応します。

（しんよこはま地域活動ホームは「港北区基幹相談支援センター」の運営母体です。）

#### (3) 相談方法

電話、FAX、来所、訪問などのご希望に合わせてご相談に対応します。

※利用料はかかりません。

※まずは港北区基幹相談支援センターにご連絡ください。

電話：534-1214 FAX：534-1216

#### (4) 取組内容

##### ア 総合的・専門的な相談支援の実施

暮らしのこと、家族のこと、仕事のこと、経済的なこと、将来のことなどあらゆる相談に対応します。

##### イ 地域の相談支援体制の強化の取組

相談支援事業者の人材育成やチームアプローチのための関係づくり、地域づくりなどを行います。

##### ウ 地域移行・地域定着の促進の取組

入院・入所している方が地域で安心して暮らせるように、退院・退所後の生活を支える地域づくりなどを行います。

##### エ 権利擁護・虐待の防止の取組

意思決定支援、権利侵害の防止、成年後見制度の利用案内・申し立ての支援、関係機関への普及啓発などを行います。

##### オ その他地域の状況に応じた独自の取組

自主事業として、障害のある方のご家族が集う会や障害のある方のスポーツ教室などを地域の状況に応じて行います。

◆ **資料の送付はありません。**

### 3 「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を一斉に発令する対象区域（即時勧告対象区域）の更新及び港北区の対応について（情報提供）

[資料3]

総務局緊急対策課 三枝 課長  
林 総務課長

横浜市では、平成26年10月の台風18号の教訓を踏まえ、凶面等を基に大きな被害の発生するおそれのある崖地を選定し、「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する対象区域として26年12月に133箇所を指定しました。

その後、27年1月からは、当該133箇所の崖地及び市内の土砂災害警戒区域内に存在する約9,800箇所の崖地について、地質の専門家による現地調査を行い、その結果に基づく見直し作業を行っています。**今回、港北区の調査が終了し、次のとおり対象区域を更新します。また、この更新を受け港北区の対応についてお知らせします。**

#### (1) 更新の考え方

崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地を抽出し、その周辺を「即時勧告対象区域」として選定しています。

#### (2) 更新結果

港北区は3箇所を対象区域としました。

【参考】（市合計 崖97箇所、土石流3箇所）

ア 急傾斜地の崩壊 港北区3箇所（調査済11区）

イ 土石流 港北区0箇所（金沢区で3箇所）

#### (3) 更新日

平成28年11月25日（金）

#### (4) 避難勧告の発令

「土砂災害警戒情報」（気象庁と県が発表する気象情報）が発表された場合には、即時勧告対象区域（市内の100箇所）にお住いの皆様に対し、直ちに避難勧告を発令します。

##### ア 対象区域の確認方法

対象区域内に居住されている方々に対しては区役所から事前にポスティング等によりお知らせをします。また、危機管理室のホームページでも確認できます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/doshasaigai-sonae.html#kankoku>



##### イ 避難勧告等の避難情報を受け取る方法（防災情報Eメール）

「大雨警報」や「土砂災害警戒情報」などの気象情報や「避難勧告」などの横浜市からの緊急のお知らせを、Eメールでお知らせしています。

##### ※登録方法

下記のアドレスにメールを送信すると案内が届きます。案内メールの手順にしたがい登録してください。

[entry-yokohama@bousai-mail.jp](mailto:entry-yokohama@bousai-mail.jp)



(5) 港北区の対応について

ア 開設する避難場所

- (ア) いきいき会館 日吉本町5-3-1
- (イ) 城郷小机地区センター 小机町2484-4
- (ウ) 大曽根会館 大曽根2-18-24

イ 開設のタイミング

- (ア) 土砂災害に関する**避難準備情報の発令時**  
土砂災害警戒情報(北部)の発表が見込まれる場合
- (イ) 土砂災害に関する**避難勧告の発令時**  
土砂災害警戒情報(北部)が発表された場合

ウ 広報

- (ア) 事前  
即時勧告対象区域が存する連合町内会長、自治会町内会長及び該当世帯への説明の実施
- (イ) 発災時
  - ・横浜市防災情報Eメール
  - ・ホームページへの掲載
  - ・港北区役所ツイッター
  - ・避難勧告対象区域へ広報車による広報
  - ・**緊急時情報伝達システム**<sup>※1</sup>

※1緊急時情報伝達システムは、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に区役所から避難勧告等を電話にて伝達するシステムです。(即時勧告対象区域の該当連合会長、該当自治会・町内会長及び該当世帯の方へ、別途ご登録を依頼する予定です。)

エ 開設期間

原則として、土砂災害警戒情報(北部)の発表または避難勧告等の発令している期間とします。

オ 運営・必要物品の準備

食料等の必要物品は、避難者各個人でご用意していただくことを基本とします。  
なお、毛布は区役所で準備します。

**【注意】**

即時勧告対象区域以外でも、土砂災害警戒区域に指定されている区域では、大雨や台風時には土砂災害が発生する危険性があります。大雨時には注意していただき、崖崩れの前兆現象を確認した場合などは、早めの避難行動をお願いします。

**◆ 資料の送付はありません。**

## 4 住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付の開始について（回覧依頼）【市連会報告】

[資料4]

市民局窓口サービス課 熊坂 課長

平成29年1月下旬から、マイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で**住民票の写しなど各種証明書が取得できる「コンビニ交付」の開始についてのお知らせを作成しました**ので資料の回覧をお願いします。

### (1) 概要

平成29年1月下旬（予定）からマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなど各種証明書が取得できる「コンビニ交付」が始まります。

#### ※コンビニ交付を利用する際の注意事項

- ・マイナンバーカードを持っているご本人のみが利用できます。
- ・利用する際の暗証番号は利用者証明書用電子証明書の暗証番号（4ケタ）です。
- ・取得された証明書の返金・交換はできません。
- ・証明書が印刷されるまで多少時間がかかりますので証明書受け取りまでその場をはなれないようにお願いします。

### (2) 便利な点

ア 早朝から深夜まで利用できます

6時30分～23時（12月29日～1月3日を除き無休）

※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは平日の9時～17時

イ 手数料が安くなります

区役所などの窓口で取得するよりも手数料は50円安くなります。

※戸籍証明書は窓口で取得する場合と同額の手数料となります。

| 取得できる証明書<br>(市内在住者に限る) | 証明書交付手数料   |                          | 請求対象者           |
|------------------------|------------|--------------------------|-----------------|
|                        | 区役所などの窓口   | コンビニ交付                   |                 |
| 住民票の写し                 | 1通<br>300円 | <b>1通</b><br><b>250円</b> | 本人及び同一世帯の方のみ    |
| 住民票記載事項証明書             |            |                          | 市内に印鑑登録されている方のみ |
| 印鑑登録証明書                |            |                          | 市内に本籍がある方のみ     |
| 戸籍の附票の写し               | 1通 450円    |                          | 本人及び同一戸籍の方のみ    |
| 戸籍(全部・個人事項)証明書         |            |                          |                 |

ウ 全国約50,000店舗で利用できます

横浜市内では次の店舗（マルチコピー機設置店舗に限る）で利用できるようになります。

・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・サークルKサンクス  
全国には他にも利用できる店舗があります（セーブオンなど）

エ コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機（※）を利用します

申請から交付まで、ご本人がコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機の案内画面を見ながら、簡単な操作で申請書の記入も必要なくなります。

※マルチコピー機

コピーや写真の印刷などができるコピー機のことです。

- (3) セキュリティ対策  
様々なセキュリティ対策で個人情報を守ります。  
ア ご本人がマルチコピー機を操作して証明書を出力するためコンビニエンスストアに申請書などの個人情報は残りません。  
イ マルチコピー機の画面表示や音声案内によりマイナンバーカードや証明書の取り忘れを防ぎます。  
ウ 専用の通信ネットワーク、通信内容の暗号化により不正なアクセスから情報を守ります。  
エ 各店舗で出力した証明書の個人情報は発行後すぐにコピー機から自動で消去されます。
- (4) コンビニ交付に関するご案内  
横浜市コールセンター  
電話：664-2525（8時～21時 土日祝日含む毎日）  
FAX：664-2828  
市民局窓口サービス課 ホームページ [横浜市 コンビニ交付](#) [検索](#)

◆ 合同メールで資料を送付しますので回覧をお願いします。

## 5 マイナンバーカードの受け取りと臨時交付窓口について（情報提供）

操 戸籍課長

マイナンバーカードを申請され、カードをお渡しする準備が整った方に、区役所から「交付通知書（案内はがき）」を送付しています。

交付通知書（案内はがき）に記載されている「受取期限（発送から3か月）」を過ぎてしまった場合でも、**平成28年12月28日までであれば特別な手続きを行うことなく受け取りが可能**ですのでお知らせします。

（平成29年1月以降に受け取る場合は、改めて申請が必要となる場合があります。）

また、現在区役所4階の臨時交付窓口で行っているマイナンバーカードの交付について、**平成29年1月からは区役所戸籍課（2階21番窓口）で行います**ので、あわせてお知らせします。

（問い合わせ先）港北区役所戸籍課登録担当 電話：540-2254

◆ 資料の送付はありません。

## 6 横浜10大ニュースの広報について（周知依頼）【市連会報告】

[資料6]

市民局広聴相談課 平 課長

**「横浜10大ニュース」の投票を受け付けています。**多くの皆様に投票いただきたく、周知をお願いします。

(1) 横浜10大ニュースとは

市民の皆様は1年間を振り返っていただき、市内で起こった出来事や市政ニュースから気になった出来事を選んで投票していただき、毎年年末に発表しているものです。

(2) 投票資格

横浜市民の方ならどなたでも投票できます。※一人1回に限ります。年齢の制限はありません。

(3) 投票方法

ア 横浜市ホームページ（トップページから入ることができます）

イ チラシ付属の専用はがき

配布場所：市役所市民情報センター、区役所広報相談係、行政サービスコーナー、  
図書館、地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点・駅のPRボックス・市内で開催される区局主催の各種イベント

(4) 投票期間

平成28年11月11日（金）～12月12日（月）

**◆ 合同メールで自治会町内会長あて資料を送付します。**

## 7 高速横浜環状北線建設に伴う第三京浜道路・港北インターチェンジの入口位置変更について（情報提供）

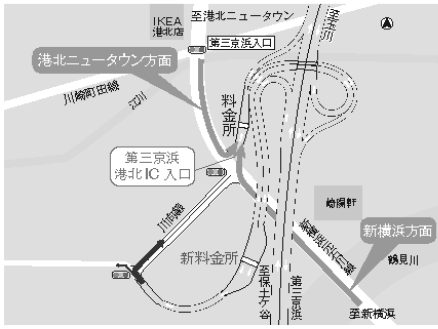
[資料7]

首都高速道路(株)調査・環境課 齊藤 課長  
道路局横浜環状道路調整課 栗本 課長

高速横浜環状北線は平成29年3月の開通を目指して工事を進めております。この建設工事に伴い**平成28年12月12日（月）午前4時に第三京浜道路・港北インターチェンジの入口の位置が変わります**のでお知らせします。

なお出口の利用方法に変更はありません。

**現在** 港北ニュータウン方面から**左折**、  
新横浜方面から**右折**で  
港北IC入口へ



**12月12日(月)**  
**午前4時**

港北ニュータウン方面からは**港北右折立体**、  
新横浜方面から**左折**で港北IC入口へ

港北IC入口の料金所が、新横浜元石川線の北側から南側の新料金所へ切り替わります。  
新横浜元石川線から港北IC入口への右・左折が、それぞれ逆になりますのでご注意ください。



**◆ 11月の合同メールで各自治会町内会長あてに資料を送付します。**

**8 平成29年港北区消防出初式の開催について（周知依頼・出席依頼）**

[資料 8]

港北消防署 堤 庶務課長

**平成29年港北区消防出初式を次のとおり開催しますので、周知及び自治会町内会長の当日のご出席についてよろしくお願いいたします。**

- (1) 日時  
平成29年1月7日（土）11時から12時30分まで（車両展示は13時15分まで）  
（荒天時は式典のみ実施 11時から11時45分まで）
- (2) 会場  
日産スタジアム駐車場（港北区小机町3300番地）※荒天時は日産スタジアム会議室
- (3) 主催  
平成29年港北区消防出初式実行委員会・港北消防署・港北消防団
- (4) 実施内容  
岸根囃子連及び獅子舞、式典、分列行進、マーチングバンド演技（小机小学校予定）、尚花愛児園鼓隊演奏（予定）、家庭防災員活動演技、消防隊等総合演技、消防車両等展示

**◆ 12月上旬に自治会町内会長あてにご案内のはがきを直接送付します。**



## 9 平成29年度家庭防災員研修受講者の推薦について（概要説明・推薦依頼）【市連会報告】

[資料9]

港北消防署 金井 予防課長

自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けるとともに、共助の重要性も理解していただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただく、**「家庭防災員」の研修を行いますので受講者の推薦をお願いします。**

### (1) 募集方法

自治会町内会長から受講者の推薦をお願いします。

※推薦は新規の方だけでなく、すでに家庭防災員として活動されている方も可能です。

### (2) 推薦依頼について

12月に各自治会町内会長に依頼文と推薦様式を送付します。

### (3) 推薦期日

平成29年3月31日までに推薦をお願いします。

### (4) 修了証について

研修受講者へ市長名の「修了証」を交付します。

### (5) 研修期間及び内容

1年間（1年間で2～3時間の研修を3回実施します）

防火研修・救急研修・災害図上訓練・地震研修・風水害研修

### (6) 問合せ先

港北消防署予防課予防係 電話：546-0119

◆ **12月に自治会町内会長あてに依頼文と推薦様式を直接送付します。**

## 10 防災・減災推進研修（事例発表会）・東日本大震災特別講演会のご案内（事業説明・周知依頼）【市連会報告】

[資料10]

林 総務課長

**町の防災組織の事例発表会と、東日本大震災特別講演会として、大災害における備えと対策の重要性や地域の防災活動の推進について講演を行います**ので皆様のご参加をお願いいたします。

### (1) 日時

平成29年2月18日（土）13:00～16:30

### (2) 会場

神奈川公会堂（横浜市神奈川区富家町1-3）

(3) 定員

500人・入場無料（事前の申し込みが必要です）

(4) 開催内容

第一部 町の防災組織事例発表会（13:00～15:00）

- ・「防災・減災推進研修」を受講した町の防災組織の中から5団体の取組発表
- ・発表団体の抱える課題に対する専門家のアドバイス

第二部 東日本大震災 特別講演会（15:30～16:30）

講師：京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授 矢守 克也氏

大災害における備えと対策の重要性や地域の防災活動の推進について

(5) 申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・電子メールにて1月27日（金）までにお申し込みください。

○郵送 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
横浜市総務局危機管理課 花塚・橋之口あて

○FAX 641-1677

○電子メール so-kikikanri@city.yokohama.jp

(6) 問合せ先

総務局危機管理課 担当 花塚・橋之口

電話：671-4351

**◆ 合同メールで自治会町内会長あて資料を送付します。**

## 11 平成28年度港北区区民意識調査の実施について（情報提供）

[資料11]

柿沼 区政推進課長

港北区では4年に一度、区民の皆さまに対して港北区のまちや区政に対する意識などをうかがい、今後の区役所の運営に役立てるためのアンケートを実施しています。**区内にお住いの18歳以上の方から無作為に選んだ5,000の方にアンケート用紙をお送りいたしますのでお知らせいたします。**調査結果は平成29年2月以降に港北区ホームページで公開します。

調査票発送：11月下旬から12月上旬

回答期限：平成29年1月4日（水）必着

回答方法：インターネットでの回答、アンケート調査票に記入し返信用封筒にて返信

**◆ 資料の送付はありません。**

## 12 「ごみ屋敷」対策条例の市民周知用チラシについて（情報提供）【市連会報告】 [資料12]

小野 福祉保健課長

**「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」については、9月に横浜市会で議決をいただき、平成28年12月1日から施行します。施行に先立ち条例周知用のチラシを作成しましたのでお知らせします。**

### 【チラシの概要】

横浜市では条例を制定し、いわゆる「ごみ屋敷」の対策を進めます。

#### (1) いわゆる「ごみ屋敷」とは

ごみなどの物が屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険性が生じるなど、**本人又は近隣の生活環境が損なわれている状態（不良な生活環境）にある建築物やその敷地**をいいます。

#### (2) 本人に寄り添った支援

基本的にいわゆる「ごみ屋敷」状態を解消する責任は、物をため込んだ本人にあります。しかしその背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な課題があります。そこで、これまでも福祉的側面から支援を行ってききましたが、**引き続き市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行います。**この取組により、ごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決をめざします。

#### (3) この条例でできること

これまでも福祉サービスの一環で支援したことに加え、以下の事項を組み合わせ「ごみ屋敷」問題の解決に取り組みます。

##### ア 調査

物をためこんだ本人の親族関係や福祉サービスの受給状況を調査することが可能になります。

##### イ ごみの排出の支援

近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に行政がその片づけを支援します。

##### ウ 措置（代執行など）

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、採算の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行を行うことができます。

※チラシは、社会福祉協議会、地域ケアプラザほか関係機関にも配布いたします。

【条例に関する問合せ先】健康福祉局福祉保健課 電話：671-4049 FAX：664-3622

【いわゆる「ごみ屋敷」に関する問合せ先】

港北区役所福祉保健課 電話：540-2338 FAX：540-2368

**◆ 合同メールで自治会町内会長あて資料を送付します。**

### 13 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦結果について（情報提供・出席依頼）【市連会報告】

[資料13]

小野 福祉保健課長

**民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選にあたっては、候補者推薦のための地区準備会及び連合地区推薦準備会の開催に御協力いただきありがとうございました。**

ご推薦いただいた候補者につきましては、10月27日の横浜市民生委員推薦会、11月4日の横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会における審査を経た結果、**全ての候補者について適任であると認められましたので横浜市長より厚生労働大臣へ推薦し、12月1日付で委嘱される予定です**のでお知らせします。

また、別途郵送でご依頼させていただいていますが**「民生委員・児童委員及び主任児童委員委嘱状伝達式」のご出席・ご登壇につきましてもよろしくお願ひします。**

#### 【民生委員・児童委員及び主任児童委員委嘱状伝達式】

- (1) 日時 平成28年12月1日（木）13時30分開始（1時間程度で終了の予定）
- (2) 会場 港北公会堂 ホール

◆ **資料の送付はありません。**

### 14 各種委員の推薦について（推薦依頼）

#### (1) 横浜市保健活動推進員【市連会報告】[資料14-1]

小野 福祉保健課長

|      |   |
|------|---|
| 任期   | 2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）※再任を妨げません。   |
| 推薦要件 | 横浜市民で次の要件を満たす方<br>・健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方<br>・任期の2年間を通して活動できる方<br>・地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方<br>・福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に積極的に参画できる方<br>・委嘱時（平成29年4月1日現在）に満78歳未満の方 |
| 依頼人数 | 単位自治会町内会毎に1人 ※250世帯を超えるごとに1人追加します。  |
| 推薦方法 | 各自治会町内会で、必要に応じ現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などご協議の上、「保健活動推進員推薦名簿」により推薦   |
| 推薦期日 | 平成29年2月28日（火）   |
| 問合せ先 | 港北区福祉保健課健康づくり係 電話：540-2362  |
| その他  | 保健活動推進員のPRチラシを作成しましたので、回覧をお願いします。   |

◆ **（推薦関係書類）12月上旬に自治会町内会長あてに直接送付します。**

◆ **（PRチラシ）11月の合同メールで送付しますので回覧をお願いします。**

(2) 横浜市環境事業推進委員【市連会報告】[資料14-2]

資源循環局港北事務所 宮田所長

|      |  |
|------|--|
| 任期   | 2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）※再任を妨げません。  |
| 推薦基準 | ・自治会町内会等との緊密な連携をとれる方<br>・3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方<br>・ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方 |
| 推薦人数 | 各自治会町内会から原則1名 ※地域の実情に応じ柔軟に対応します。   |
| 推薦方法 | 各自治会町内会で、「横浜市環境事業推進委員推薦書」の提出により推薦  |
| 推薦期日 | 平成29年2月28日（火）  |
| 問合せ先 | 資源循環局港北事務所 電話：541-1220   |

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに資料を送付します。

(3) 横浜市スポーツ推進委員【市連会報告】[資料14-3]

椽木 地域振興課長

|      |   |
|------|---|
| 任期   | 2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）※再任を妨げません。   |
| 推薦基準 | 平成29年4月1日現在20歳以上で、新任者は原則60歳未満、再任の場合は70歳未満の横浜市在住者<br>・スポーツに深い関心と理解のある者<br>・地域住民の体力づくりに熱意を持つ者<br>・地域などで、スポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる者<br>・社会的信望があり指導的立場にある者<br>・スポーツ活動・行事に積極的に参加できる者 |
| 推薦人員 | 各自治会町内会から原則1名の推薦<br>※各地区推薦予定数一覧を御参照ください（地域の実情に応じ柔軟に対応します）。  |
| 推薦方法 | ①各自治会町内会長が「推薦報告書」を作成し、連合町内会長へ提出します。<br>②連合町内会長は、各地区で地区協議会役員を選任し「地区協議会役員選任通知書」と、地区で取りまとめた①の「推薦報告書」を提出します。  |
| 推薦期日 | 平成29年2月28日（火）<br>※連合町内会長への「推薦報告書」提出期限は2月21日（火）です。   |
| 問合せ先 | 港北区地域振興課生涯学習支援係 電話：540-2242   |

◆ 12月上旬に自治会町内会長あてに依頼文と推薦書類を直接送付します。

#### (4) 横浜市消費生活推進員 [資料14-4]

椽木 地域振興課長

|      |  |
|------|--|
| 任期   | 2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）※再任は2回まで（計6年間）  |
| 推薦基準 | 平成29年4月1日現在、20歳以上で「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方<br>※平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は対象外 |
| 推薦人員 | 原則として各自治会町内会1名   |
| 推薦方法 | 自治会町内会長・候補者が記入した「候補者推薦書」の提出により推薦   |
| 推薦期日 | 平成29年2月28日（火）  |
| 問合せ先 | 港北区地域振興課地域活動係 電話：540-2243  |

◆ 11月下旬から12月上旬に自治会町内会長あてに推薦関係書類を直接送付します。

#### 15 平成28年度自治会町内会長感謝会の開催及び永年在職者表彰対象者の確認について（情報提供・依頼）【市連会報告】

[資料15]

椽木 地域振興課長

**横浜市自治会町内会長永年在職者表彰式及び港北区自治会町内会長感謝会についてお知らせします。**また、港北区自治会町内会長感謝会において永年在職者表彰を行いますので、**地区ごとの表彰対象者についてご確認をお願いします。**

##### 【横浜市自治会町内会長永年在職者表彰式】

###### (1) 表彰（参加）対象者

平成28年度に、市長表彰の対象である自治会町内会長（地区連合町内会長を含む）在職10年以上（以降5年刻み）に達する方、及び同年度に連合町内会長のみでの在職年数が10年に達する方。計154名（予定）

※港北区の対象者 5名（予定）

###### (2) 会場

市長公舎（西区老松町2）

###### (3) 実施日時

平成29年3月3日（金）14時30分開会、16時10分閉会予定

※港北区役所にお集まりいただき、バスで会場へ向かいます。

###### (4) 参加者

受賞者ご本人

来賓（市連会長、区連会長）、市長、区長、市民局長

◆ 開催のお知らせは1月上旬を目途に受賞者並びに来賓の皆様へ直接郵送にて送付します。

## 【港北区自治会町内会長感謝会】

### (1) 表彰対象者

平成28年度に、区長表彰の対象である自治会町内会長及び連合町内会長の通算在職期間が5年に達する方 計10名（予定）

### (2) 実施日時

平成29年3月中旬（予定）

### (3) 会場

ソシア21（港北区岸根町6-1 電話：472-7777）（予定）

### (4) 表彰対象者の確認について

区長表彰の対象になる方について各地区分につきまして修正がありましたら12月16日（金）までに地域振興課まで御連絡をお願いいたします。（電話：540-2234）

## ◆ 開催のお知らせは2月上旬を目途に送付します。

## 16 定例行事・その他のお知らせ

椽木 地域振興課長

### ◆ 回覧のお願い（合同メールで送付します）

#### 1 「港北エコアクション通信第12号」の発行について

[資料16-1]

#### 2 「港北力発見☆通信20号」の発行について

[資料16-2]

#### 3 高齢ドライバーの交通事故防止について

[資料16-3]

### ◆ 掲示のお願い（合同メールで送付します）

#### 1 平成29年度放課後児童クラブ入所児童募集について

[資料16-4]

### ◆ 情報提供（合同メールで送付します）

#### 1 「横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業」パンフレットについて【市連会報告】

[資料16-5]

#### 2 「お城EXPO2016」開催チラシについて

[資料16-6]

※「横浜の中世のお城」として小机城址が紹介されます。

会期：12月23日（金・祝）～12月25日（日）

会場：パシフィコ横浜 会議センター

## 17 その他・行政機関からの情報提供等

- (1) 港北警察署
- ・港北区内犯罪発生状況
  - ・交通事故統計
- (2) 港北消防署
- ・港北消防署インフォメーション
  - ・港北区内の火災・救急状況について

| ※本日の区連会の資料発送は 24 日（木）です。 |   |                                  |                           |                        |
|--------------------------|---|----------------------------------|---------------------------|------------------------|
| 28 日                     | 月 | 14 時 00 分から<br>16 時 00 分まで       | 港北区交通安全大会                 | 港北公会堂                  |
| 12 月の主なスケジュール            |   | ※区連会定例会は休会です。                    |                           |                        |
| 1 日                      | 木 | 13 時 30 分から<br>14 時 30 分まで       | 民生委員児童委員・<br>主任児童委員委嘱状伝達式 | 港北公会堂                  |
| 9 日                      | 金 | 14 時 00 分から<br>15 時 00 分まで       | 年末の交通事故防止運動<br>キャンペーン     | 日吉駅前                   |
| 24 日                     | 土 | 13 時 00 分から                      | 天皇杯 準々決勝<br>(対 ガンバ大阪)     | 日産スタジアム                |
| 1 月の主なスケジュール             |   |                                  |                           |                        |
| 5 日                      | 木 | 11 時 30 分から                      | 平成 29 年<br>港北区新年賀詞交換会     | 新横浜プリンスホテル             |
| 7 日                      | 土 | 11 時 00 分から<br>12 時 30 分まで       | 平成 29 年<br>港北区消防出初式       | 日産スタジアム駐車場<br>(雨天時会議室) |
| 8 日                      | 日 | 8 時 30 分から<br>14 時 00 分まで        | 港北駅伝大会                    | 日産フィールド小机              |
| 20 日                     | 金 | 15 時 00 分から                      | 区連会 1 月定例会                | 区役所 1 号会議室             |
|                          |   | 四役会は 14 時 30 分から / 資料発送は 23 日（月） |                           |                        |
|                          |   | (区連会終了後)                         | 港北区新年賀詞交換会<br>実行委員会       | 特別会議室                  |

閉会